

製品安全データシート

1.化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	:ターナーネオカラー バリヤーゾル
会社名	:ターナー色彩株式会社
住所	:大阪市淀川区三津屋北2-15-7
担当部署	:研究開発室
電話番号	:06-6308-1216
緊急連絡先	:06-6308-1216
FAX番号	:06-6305-3018
メールアドレス	:kenkyuu@turner.co.jp
作成、改訂	2016年8月22日

2.危険有害性の要約

GHS分類

下記の危険有害性は、分類対象外、分類できない、区分外は記載していません。

物理化学的危険性

引火性液体 区分1

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2
 発がん性 区分1
 生殖毒性 区分1
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1
 区分2

絵表示またはシンボル



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

極めて引火性の高い液体及び蒸気
 強い眼刺激
 発がんのおそれ
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 臓器(中枢神経系、全身毒性)の障害
 長期にわたる又は反復ばく露による臓器(肝臓、血液系)の障害
 長期にわたる又は反復暴露による臓器(中枢神経系、呼吸器、肝臓、脾臓)の障害のおそれ

注意書き:

《安全対策》

使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地すること/アースをとること。
 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/…機器を使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後は手をよく洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

《応急措置》

皮膚(又は髪)に付着した場合:汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当を受けること。

特別な処置が必要である。(このラベルの...を見よ。)

眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当を受けること。

《保管(貯蔵)》

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。

《廃棄》

内容物/容器を法令に従って適切に廃棄すること。

3.組成、成分情報

単一製品・混合物の区別:混合物

一般名:塗料

成分及び含有量:	CAS No.	(%)
ブチラール樹脂	63148-65-2	3-7
エタノール	64-17-5	60-80
イソプロピルアルコール	67-63-0	5-15
酢酸エチル	141-78-6	-1
1-エトキシ-2-プロパノール	1569-02-4	10-15

PRTR法:該当なし

労働安全衛生法:イソプロピルアルコール(2の3)、酢酸エチル(8)

毒劇法:エタノール(61)、酢酸エチル(177)、プロピルアルコール(494)

消防法:第4類アルコール類

4.応急処置

目に入った場合:直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

まぶたの裏まで完全に洗うこと。

この製品が目に入った場合、一刻も早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。

不十分であると不可逆的な眼の損傷を生ずるおそれがある。

出来るだけ速く医師の診断を受けること

皮膚に付着した場合:直ちに、すべての汚染されて衣類を脱ぎ取り去ること。

適温の穏やかな流水により、15分以上洗浄する。

皮膚刺激があれば、医師の診断、手当を受けること。

気分が悪いときは医師を呼ぶこと。

脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。

吸入した場合:新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は医師を呼ぶこと。

飲み込んだ場合:誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。

嘔吐物は飲み込ませないこと。

医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5.火災時の措置

使用可能消火剤:水、粉末、泡(耐アルコール泡)、炭酸ガス

使ってはならない消火剤:棒状注水

特有の危険有害性:火災によって刺激性、毒性、または腐食性のガスが発生するおそれがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

引火性の高い液体及び蒸気。

特有の消化方法:散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消化後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消化を行う者の保護:消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置: 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸収を避ける。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

風上に留まる。

低地から離れる。

密閉された場所に入る前に換気する。

環境に対する注意事項: 排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。

河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

回収、中和: 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後に廃棄処理する。

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

大量の場合、散水は蒸気温度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることができないおそれがある。

封じ込め及び浄化方法・機材: 危険でなければ漏れを止める。

漏出物を取り扱うときに用いるすべての設備は接地する。

蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策: 全ての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

関係各所に通報し応援を求める。

排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策: 防爆の電気、換気、照明機器及び防爆用工具のみを使用す、静電気放電に対する予防措置を講ずること。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。—禁煙

『8.暴露防止措置、及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

静電気対策のために、装置、機器などの接地を確実に行う。

局所排気・全体排気: 『8.暴露防止措置、及び保護措置』に記載の局所排気、全体排気を行う。

液の漏洩や蒸気の発散を極力防止する。

安全取扱い注意事項: すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

接触、吸入又は飲み込んではいならない。

眼に入れてはいならない。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避: 『10.安定性及び反応性』を参照。

保管

技術的対策: 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、且つ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作ることにも、金属板での他の軽重な不燃材料でかさ、且つ天井をもつけないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入、又は浸透しない構造とすること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備をもうける。

保管場所は、耐火構造、床は不浸透性のものとし、地下への浸透、外部への流出を防止する。

保管条件: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。—禁煙

冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。

可燃物及び製造業者が指定する他の禁忌物質から離して貯蔵する。

容器は密栓し、直射日光や火気を避けること。

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはいならない。

施錠して貯蔵すること。

混触禁止物質: 『10.安定性及び反応性』を参照。

容器包装材料: 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止措置、及び保護措置

組成物質の有害性及び暴露濃度基準:

成分名	管理濃度	ACGIH (TLV)
エタノール	1,000ppm	1,000ppm (TWA)
イソプロピルアルコール	200ppm	200ppm
酢酸エチル	200ppm	400ppm
1-エトキシ-2-プロパノール	—	—

設備対策: 防爆の電気、換気、照明器具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

「火気厳禁」、「関係者以外立ち入り禁止」等の必要な標識を見やすい箇所に掲示すること。

安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する。

保護具:

呼吸系の保護: 適切な呼吸器保護具(防毒マスク(有機ガス用)、高濃度の場合、送気マスク・空気呼吸器)を着用すること。

目の保護: 取扱いには保護メガネを着用すること。

手の保護: 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

皮膚の保護: 保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等の保護具を着用すること。

衛生対策: 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

状態: 液体

色: 無色透明

臭い: 特異臭

PH: データなし

沸点、初留点および沸騰範囲: 78.32℃ (エタノール)

燃焼または爆発範囲の上限下限: 上限: 19vol% 下限: 33.3vol% (エタノール)

蒸気密度: データなし

溶解度: データなし

自然発火温度: 439℃ (エタノール)

引火点: 13℃ (エタノール)

蒸気圧: データなし

密度(比重): 0.80~0.83

1-エトキシ-2-プロパノール/エタノール 重量比 1:1 での混合物の密度: データなし

分解温度: データなし

その他:

10. 安定性及び反応性

安定性: 通常の取り扱い条件においては安定であり、危険有害な分解生成物は発生しない。

避けるべき条件: 高温への暴露

混触危険物質: 強酸化剤、次亜塩素酸カルシウム、アンモニア

危険有害な分解生成物: 一酸化炭素

危険有害反応可能性: 硝酸、硝酸銀、硝酸水銀、過塩素酸マグネシウムなどの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。

その他危険情報: 特になし

11.有害性情報

原材料単体として

■エタノール

引火性液体	区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2B
生殖細胞変異原性	区分1B
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肝臓)、区分2(中枢神経)

■イソプロピルアルコール

引火性液体	区分2
急性毒性 経口	区分5
経皮	区分5
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2A
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系、腎臓、全身毒性)、区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(血管、肝臓、脾臓)
吸引力呼吸器有害性	区分2

■酢酸エチル

引火性液体	区分2
眼に対する重篤な損傷性・刺激性	区分2B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性、麻酔作用)

■1-エトキシ-2-プロパノール

引火性液体	区分3
眼に対する重篤な損傷性・刺激性	区分2B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性麻酔作用)

成分名	急性毒性			発ガン性 (IARC)
	経口(mg/kg)	経皮(mg/kg)	吸入:蒸気(mg/L)	
エタノール	ラット:7060mg/kg	ラット:20000mg/kg	—	—
イソプロピルアルコール	ラット:3437mg/kg	ラット:72600mg/kg	—	3
酢酸エチル	ラット:>5000mg/kg	ラビット:18000mg/kg	—	—
1-エトキシ-2-プロパノール		—	ラット:>50000mg/kg	

※有害性情報は化学物質固有のデータであり、混合物としてのデータではありません。

12.環境影響情報

成分名	水性環境有害性(急性)	水性環境有害性(慢性)
エタノール	区分外	区分外
イソプロピルアルコール	区分外	区分外
酢酸エチル	区分外	区分外
1-エトキシ-2-プロパノール	分類できない	分類できない

残留性・分解性/生物蓄積性/土壌中の移動度については、混合物としてのデータがない。

13.廃棄上の注意

廃塗料、容器等の廃棄物は、法律に従って処理を行うか、処理を委託すること。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

廃棄物等を焼却処理する場合には、有害ガスを発生する為、洗浄設備の無い焼却炉を使用しないこと。

排水処理、燃却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

及び関係する法律に従って処理を行うか、処理を委託すること。

14.輸送上の注意

共通：取り扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。

容器に漏れのないことを確かめ、店頭、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれ当該法律に定められる運送方法に従うこと。

海上輸送：IMOの規定に従うこと。船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空輸送：ICAO/IATAの規定に従うこと。航空法の定めるところに従うこと。

国連番号 (UN No.) : 1987 クラス3

緊急時応急措置指針 : 127 (移送時にイエローカードの保持が必要)

15.主な適用法令

化学物質管理促進法 (PRTR法) : 非該当

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき有害物 (法第五十七条の一 施行令第18条)

イソプロピルアルコール (2の3)、酢酸エチル (8)

名称等を通知すべき有害物 (法第五十七条の二 施行令第18条の2別表第9)

エタノール (61)、酢酸エチル (177)、プロピルアルコール (494)

消防法 : 第4類アルコール類

海洋汚染防止法 : 有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)

航空法 : 引火性液体

船舶安全法 : 引火性液体類

港則法 : 危険物・引火性液体類

16.その他

主な引用文献 日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
 溶剤ポケットブック
 危険防災救急便覧
 国際化学物質安全カード (ICSC)
 原料MSDS

[注意]

危険・有害性の評価は現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、

すべての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加、修正を行い改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

すべての化学製品には未知の危険性・有害性がありうる為、取扱いには細心の注意が必要です。

ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。